

## 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[2025年12月4日開催（日本暗号資産等取引業協会）]

### 1. 国内外の情勢の動向を踏まえた対応について

- 日本暗号資産等取引業協会との意見交換会については、業界の経営層と意思疎通を図ることが重要と考え、理事会メンバーの方々及び事務局と継続的に実施してきており、今事務年度においても、定期的を開催し、率直な意見交換をしていきたい。
- 暗号資産については、国内外の投資家から投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しながら、利用者保護を図るための必要な制度整備を検討することとしており、2025年7月以降、暗号資産制度に関するワーキング・グループにおいて6回にわたって御議論いただいた。
- また、取引に関する税務当局への報告体制の整備を前提とし、分離課税の導入を含めた税制面の見直しを要望している。
- このような状況を受けて、今後、利用者の裾野が拡大していく可能性を踏まえ、利用者が安全に暗号資産取引を行える環境を整備する観点から、暗号資産交換業者等へのモニタリング等に適切に取り組む方針としている。特に、2024年発生した暗号資産の不正流出事案を踏まえ、我が国の国富を犯罪者に奪われることの無いよう、各社のサイバーセキュリティ水準の向上を促すとともに、日本暗号資産等取引業協会はもとより、JPCrypto-ISACのような情報共有機関とも連携して業界全体の底上げに取り組んでまいりたい。
- さらに、引き続き暗号資産を用いた詐欺被害が多く発生していることから、会員各社における詐欺被害への対応状況について実態把握のためのモニタリングを行っていく。
- 暗号資産業界が安定的かつ継続的に発展するためには、不正流出事案や詐欺被害等の課題に対し、日本暗号資産等取引業協会が率先して業界全体で適切に対処することで、国民の信頼を広く得ることが必要不可欠である。
- また、日本暗号資産等取引業協会においては、暗号資産制度に関するワーキング・グループで自主規制機関の機能の抜本的な強化について多くの御指摘があったことを踏まえ、

- ・ 独立委員会又は独立組織の設置等による暗号資産審査の中立性・独立性の強化
- ・ 新規暗号資産の審査機能の強化
- ・ 利益相反防止の強化
- ・ 会員に対するモニタリング態勢・監査態勢の強化
- ・ セキュリティ向上
- ・ 利用者保護の強化
- ・ 不公正取引への対応 等

様々な取組が必要になるものと承知している。

- これらを実現するために、ほかの自主規制機関の状況も参考にしながら、必要な人材確保と会費・料金体系の見直しによる財務基盤等の強化を進めていただきたい。
- 自主規制機能強化の具体的な内容に関するコミュニケーションも含めて、日本暗号資産等取引業協会との連携を更に強化していく必要があると考えているので、課題に感じていることなどがあれば、忌憚なく金融庁に御相談いただきたい。

## 2. 暗号資産交換業等を取り巻く当面の課題等について

- 現在進められている制度整備や税制改正の議論が進展することで、利用者の裾野が拡大していく可能性があり、これに合わせて暗号資産交換業者の利用者保護やサイバーセキュリティ、マネー・ローンダリング対策においても、更なる高度化が必要になると考えている。
- 2024年5月に発生した暗号資産不正流出事案に対する再発防止に向け、日本暗号資産等取引業協会において2025年7月に自主規制規則を改訂されたほか、11月末には、会員各社に対してセキュリティ体制の点検と整備、内部監査の実施を要請されたものと承知しており、引き続き、着実に各種施策を実施していただきたい。
- また、全世界で暗号資産の流出に繋がるサイバー事案が数多く発生しており、直近の事案では手口がより巧妙化しているため、暗号資産交換業者等におけるサイバーセキュリティ体制の継続的な強化に向けた官民の対応が不可避となっている。個社が国家レベルの攻撃に日々さらされる中で、

サイバーセキュリティ対応は、自助・共助・公助の組み合わせで対処すべき課題である。特に業界共助の取組の発展が不可欠であり、金融庁としても取組を後押ししてまいりたい。

- 現在も暗号資産を利用した詐欺事案が多発している状況が続いていることから、2025年4月に策定された「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」や、これを受けた2025年5月発出の要請文等を踏まえ、会員各社へのヒアリングにより直近の詐欺事案への対策に関する実施状況等を把握した上で、詐欺被害発生未然防止等に向けた対応を行ってまいりたい。
- オンラインカジノに係る賭博事犯防止については、10月以降に一部の会員に対して実態把握のヒアリングを実施したところ、5月14日付の要請文において要請した利用者向けの注意喚起や取引停止等について、各会員とも着実に取り組んでいただいている一方、オンラインカジノ関連取引を漏れなく検知するための施策には高度化の余地があるものと承知している。
- 詐欺やオンラインカジノ等の犯罪において暗号資産が送金手段に使用されることを防止するためには、各会員の取組にとどまらず、業界全体で対策を講じていくことが重要であることから、引き続き、日本暗号資産等取引業協会と連携して対応を進めてまいりたいので、御協力をお願いしたい。
- 顧客口座への不正アクセス事案に対して早急に対策を進める必要があることから、2025年7月28日に金融庁と警察庁が連携して発出した要請文に記載しているとおり、ログイン時及び出金時その他重要なイベント時における生体認証等を用いたパスキーなどのフィッシングに耐性のある多要素認証の必須化等のログイン認証の強化や、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化等の対策を行うことをお願いしたい。
- 日本暗号資産等取引業協会においては、自主規制機関の機能の抜本的な強化に向け、ガバナンスの強化等に取り組むことが求められており、具体的な取組内容については緊密に連携して検討したい。また、そのために必要な人材の確保及び財務基盤等の強化については、業界関係者の叡智を結集して取り組んでいただきたい。

### 3. サイバーセキュリティに関する取組について

- 最近のサイバー攻撃はますます深刻化しており、他業種において、業務遂行に多大な影響を及ぼすような事象も頻発している。こうした脅威は金

融機関にとって決して他人事ではなく、自分事として取り組むことが重要。サイバーセキュリティは、事業継続やお客様の信頼を守るために欠かせない経営課題であり、引き続き、経営レベルでの対応をお願いしたい。

#### <金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall2025) >

- 金融業界全体のインシデント能力向上のため、2025 年も 10 月にサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall2025) を実施した。
- 参加金融機関においては、IT/サイバーセキュリティ担当部署だけではなく、経営層にも積極的に関与いただいた。演習に参加したことで満足せず、演習結果を活かしていただきたい。具体的には、経営者が適切な意思決定を行えたか、組織として顧客対応、業務復旧などのコンティンジェンシープランが有効であったかなどを振り返り、できなかったことを可視化し、改善するにはどうすればよいか、体制、業務プロセス、予算、人材を含めて考えていただきたい。

#### <耐量子計算機暗号 (PQC) 対応について>

- 実用的な量子コンピュータ (量子計算機) の実現は社会に恩恵をもたらす一方、攻撃者が量子コンピュータを悪用することで、用いられている暗号が解読され、金融機関が保有する顧客情報などの情報の機密性が損なわれるリスクがある。こうしたリスクが発現すれば、顧客情報及び財産が危険に晒され、ひいては金融システムに対する信頼が揺るがされるおそれがある。
- そのため、量子コンピュータの実現によってリスクに晒される重要なシステムやサービスは、耐量子計算機暗号 (PQC: Post-Quantum Cryptography) を実装したものに移行する必要がある。
- 金融 ISAC において「日本の金融機関のための PQC 移行ガイド」が作成され、その中に PQC 移行の全体像が示されている。PQC への移行は、将来の安全性確保に向けて避けられない取組であり、各社において、金融 ISAC のガイドも参考にしながら、体制整備、システムの優先順位策定やクリプトインベントリの作成など、着実に準備を進めていただきたい。

#### <金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポートについて>

- 2025 年 6 月 30 日に、「金融分野における IT レジリエンスに関する分析レポート」を公表した。昨今の地政学リスク、サイバーリスク等の高まりを背景に、金融業界に対して一層のレジリエンスの強化が求められている

ことを踏まえ、2024 年まで公表してきた「金融機関のシステム障害に関する分析レポート」に、サイバーセキュリティ、クラウド、オペレーショナル・レジリエンスの観点も含め、再構成した。

- IT の複雑化と依存度の増大により、IT リスク・サイバーリスクは金融機関の経営ひいては金融システムを揺るがしかねないリスクを内包している。インシデントが発生することを前提として IT レジリエンスを強化する必要がある。
- 各金融機関の経営層においては、本レポートも参考に、IT リスク・サイバーリスクをトップリスクとして認識し、国内外の事例に照らし、自組織のガバナンス、体制、投資、人材育成について不断に見直し、強化していただきたい。
- 金融庁としては、金融分野における IT レジリエンス強化を促すため、金融機関の自助、金融業界の共助を促進するとともに、検査・モニタリングに加え、対話、情報共有、ガイダンスの提供、サイバーセキュリティ演習等の機会の提供などの公助の取組を強化していく。

#### <顧客口座・アカウントの不正アクセス等への対策の強化について>

- 証券口座への不正アクセス事案は、証券業界に限らず、金融業界の信頼を揺るがしかねないものであり、早急にログイン認証の強化、ウェブサイト及びメールの偽装対策の強化、不審な取引等の検知の強化、取引上限の設定、手口や対策に関する金融機関間の情報共有の強化、顧客への注意喚起の強化などの対策を進める必要がある。
- こうした状況を踏まえ、金融庁は、警察庁と連携し、上記内容を盛り込んだ「顧客口座・アカウントの不正アクセス・不正取引対策の強化」に関する要請文を 2025 年 7 月 28 日に発出し、対策強化に向けた対応を進めている。
- 不正アクセス対策強化の取組状況については、金融庁として、モニタリングしていく。

#### 4. ①犯罪収益移転防止法施行規則の改正について（非対面の本人確認方法の見直し）

- 偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が詐欺等に利用されていることを踏まえ、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年 4 月 22 日）や「デジタル社会の実現に向けた重

点計画」(2025年6月13日)において、非対面の本人確認方法をマイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化する旨の方針が示されている。

- これを踏まえ、2025年6月24日、犯罪収益移転防止法施行規則が改正され、非対面での本人確認方法のうち、本人確認書類の偽変造によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されることが決まった。なお、対面での本人確認方法についても、マイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを義務付ける方向で警察庁において検討が行われている。
- 偽造身分証での口座開設・不正利用への対策としてきわめて効果が高いことから、本改正の施行日は2027年4月1日となっているが、各金融機関においては、施行日を待たず、可及的速やかな対応をお願いしたい。

#### 4. ②「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2025年6月)」の公表について

- 2025年6月、「マネー・ローンダリング等及び金融犯罪対策の取組と課題(2025年6月)」を公表した。
- マネロン等対策については、2024年3月末の態勢整備期限を過ぎて、ほぼ全ての金融機関において基礎的な態勢整備を完了していることを踏まえ、金融活動作業部会(FATF)第5次審査も見据え、有効性検証を通じた態勢の高度化に軸足を移していくことが重要である。金融庁も、今事務年度より検査等において各金融機関における有効性検証の取組状況を確認していく予定である。
- 金融犯罪対策については、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0(2025年4月)」に掲げた施策等を着実に推進していくことが重要である。本レポートにおいては、金融機関の金融犯罪対策に関わる取組等を記載している。金融機関においては、利用者を詐欺等の被害から守り、金融機関も自らが提供するサービスが犯罪に悪用されることによる風評から自身を守る必要がある。そのためには、変化し続ける金融犯罪に立ち遅れることなく対応していく必要がある。
- また、本レポートでは業態(セクター)毎のリスクを詳細に記載しており、とりわけ暗号資産交換業者は、預取・資金移動と並ぶ重要な業態と位置付けている。
- 各暗号資産交換業者においては、本レポートも参考に、自らのマネロン

等対策・金融犯罪対策の高度化に取り組んでいただきたい。

#### 4. ③「疑わしい取引の参考事例」の改訂について

- 金融庁が策定・公表している「疑わしい取引の参考事例」は、所管の特定事業者が疑わしい取引の届出義務を履行するにあたり、犯罪等に関連する可能性のある取引として特に注意を払うべき事例を例示したものである。
- 2025年8月、金融機関におけるリスク動向や、昨今の金融犯罪の傾向等を踏まえ、非対面取引における具体的な観点の追記を中心に参考事例の改訂を行った。また、参考事例の見直しにあたり、警察庁策定の「疑わしい取引の届出における入力要領」も改訂され、併せて公表されている。
- 経営陣においては、改訂された事例を参考とし、疑わしい取引の届出業務を着実に実施するとともに、足元で特殊詐欺等の被害が拡大している状況も踏まえ、犯罪等に関連する疑いのある取引に気づくことのできる、あるいはシステム等で検知できる態勢を構築し、金融犯罪等の抑止に繋げていただきたい。

#### 4. ④振込名義変更による金融機関口座宛送金等への対応について

- 特殊詐欺をはじめとする金融サービスを不正に利用した犯罪被害が引き続き増加傾向にあることから、2025年9月、預金取扱金融機関の業界団体等に対し、インターネットバンキングに係る不正利用対策の強化等、口座不正利用対策の一層の強化を要請した。
- あわせて当該要請において、昨今、不正利用口座から暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座に対し、振込元の口座名義を変更して異なる依頼人名で送金を行う事例が見られることから、こうした送金を拒否することを求めている。
- 預金取扱金融機関にこうした対応が求められていることを御理解の上、暗号資産交換業者においても、例えば正当な理由なく自社の顧客名義と異なる名義で行われる振込入金がないか確認するなど、預金取扱金融機関と連携して自社のサービスが詐欺等の被害金の移転に悪用されることのないよう取り組んでいただきたい。

#### 5. 金融行政方針の公表について

- 2025年8月29日（金）、2025事務年度の金融行政方針を公表した。これは、金融庁が各事務年度において、重点的に実施する施策を明確化する

ものである。

- 2025 事務年度の金融行政方針の全体像については、概要を御覧いただきたい。2025 年は、要点を絞った記載としており、この方針に掲げた施策だけでなく、これまで継続的に取り組んできた施策も着実に実施していく。
- 金融行政方針を端緒として、課題認識等を共有し、かみ合ったコミュニケーションに繋げていきたい。金融庁の施策について、御不明な点、御懸念の点、御提言したい点があれば、お気軽にお問合せいただきたい。

#### 6. 預金保険法に基づく財産調査への協力依頼について

- 預金保険機構は、金融機関から買い取った債権を整理回収機構が円滑に回収できるよう支援するために、財産調査を実施しており、その一環として金融機関等に対して照会ないし協力要請を行っている。これらの照会等は、個人情報保護法上の本人の同意を得ずに第三者に提供することができる「法令に基づく場合」に該当するものであるが、この点について十分な御理解がいただけなかった事例もあったと思われる。
- 今般、個人情報保護委員会が策定する「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関する Q&A」に、「法令に基づく場合」の例として、預金保険機構が預金保険法附則第 13 条に基づき行う照会・協力要請が追加掲載された。
- この追加掲載を契機として、預金保険機構は、各業界団体宛てに、同機構理事長名で協力等依頼文書を発出したので、御協力をお願いする。

#### 7. 価格転嫁・取引適正化に関する要請について

- 賃上げの原資を確保する価格転嫁・取引適正化を進めるため、2025 年 4 月及び 8 月、日本暗号資産等取引業協会に対し、要請文を発出した。
- 具体的には、2025 年 5 月に成立した下請法・下請振興法の改正内容に関する周知や、警備、ビルメンテナンス、広告等の間接的な経費に関する価格交渉対象化の検討などを要請している。
- 価格転嫁を阻害する商慣習の一掃は政府をあげた取組であるところ、本要請の趣旨・内容を十分に把握した上で、経営トップ自らがリーダーシップをもって、価格転嫁・取引適正化の着実な実行に努めていただくようお願いしたい。

## 8. 多国間制裁監視チームによる報告書公表について

- 2025 年 10 月、多国間制裁監視チーム（Multilateral Sanctions Monitoring Team、MSMT）は、「北朝鮮によるサイバー及び IT 労働者の活動」をテーマに、第 2 回目の報告書を公表した。
- 報告書には、暗号資産窃取及びその資金洗浄や利用、IT 労働者による外貨獲得並びに情報窃取を含む北朝鮮によるサイバー活動に係る具体的な情報が記載されている。
  - ・ 報告書の対象期間（2024 年 1 月～2025 年 9 月）に、北朝鮮は少なくとも 28 億米ドル相当の暗号資産を窃取した。
  - ・ 中国、ロシア、アルゼンチン、カンボジア、ベトナム、UAE を含む外国拠点の仲介者等に依存し、窃取した暗号資産を法定通貨に洗浄した。
  - ・ 軍事装備品等の販売・移転を含む調達取引にステーブルコインを使用した。
- 各金融機関においては、本報告書も参考に、引き続きサイバーセキュリティ対策、マネロン対策の強化に取り組んでいただきたい。

## 9. 対イラン制裁に係る要請について

- 2025 年 9 月、イランの核問題に関し、国連安保理決議に基づき、過去の対イラン制裁の復活（スナップバック）が決定された。
- 我が国においても、外為法告示の改正（2025 年 9 月 28 日公布・施行）等を行い、資産凍結や資金移転防止等の措置を再導入した。
- これを受け、2025 年 9 月 30 日、関係する金融機関等に対し、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発並びにイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する取引について（要請）」を発出した。
- 同要請文においては、資産凍結や資金移転防止等の措置への遺漏なき対応とともに、本人確認義務及び疑わしい取引の届出義務の履行を求めているところ、傘下金融機関への周知・徹底をお願いしたい。

（以 上）